

山田町地域防災計画 新旧対照表

令和 7 年 2 月

項	現計画	修正案
9	第4節 気 候 本町の沖合は、寒流系の親潮と暖流系の黒潮が混交する海域であり、本町の気候も海流の影響を受け、一般的には暖冬涼夏で過ごしやすい。 [略]	第4節 気 候 本町の沖合は、寒流系の親潮と暖流系の黒潮が混交する海域であり、本町の気候も海流の影響を受け、一般的には暖冬涼夏で過ごしやすい。 <u>表は下表のとおり修正</u> [略]
修正理由	○町独自の修正（時点更新）	

【現計画】

年間の気候状況（平年値・直近2か年）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
平年値(1991～2020年)	1,527.1	10.9	16.2	6.3	1.5	2,030.4
<u>2021年(令和3年)</u>	<u>1,643.5</u>	<u>12.0</u>	<u>17.3</u>	<u>7.4</u>	<u>0.8</u>	<u>1,747.1</u>
<u>2022年(令和4年)</u>	<u>1,354.0</u>	<u>11.7</u>	<u>17.1</u>	<u>7.1</u>	<u>0.8</u>	<u>2,034.5</u>

※「2021年(令和3年)日照時間」は、資料不足値による。

(資料：盛岡地方気象台)

【修正案】

年間の気候状況（平年値・直近2か年）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
平年値(1991～ <u>2021年</u>)	<u>1,585.3</u>	<u>11.5</u>	<u>16.8</u>	<u>6.9</u>	<u>1.2</u>	2,030.4
<u>2022年(令和4年)</u>	<u>1,354.0</u>	<u>11.7</u>	<u>17.1</u>	<u>7.1</u>	<u>0.8</u>	<u>2,034.5</u>
<u>2023年(令和5年)</u>	<u>1,376.5</u>	<u>13.1</u>	<u>18.4</u>	<u>8.5</u>	<u>0.7</u>	<u>2,107.0</u>

(資料：盛岡地方気象台)

項	現計画	修正案
12	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>
12	第2 防災知識の普及 【総務課、学校教育課、消防防災課】 1～5 [略] 6 災害教訓の伝承 (1) [略] (2) 町は、大規模災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、大規模災害に関する資料を適切に収集・整理・保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努めるものとする。 (3)～(5) [略] 7～9 [略]	第2 防災知識の普及 【総務課、学校教育課、消防防災課】 1～5 [略] 6 災害教訓の伝承 (1) [略] (2) 町は、大規模災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、大規模災害に関する資料を適切に収集・整理・保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努めるものとする。 (3)～(5) [略] 7～9 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
16	第2節 地域防災活動活性化計画 第1 基本方針 (1) [略] (2) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。 (3)～(4) [略] 第2 自主防災組織等の育成 【総務課、消防防災課、政策企画課】 1～2 [略] 3 住民等による地区内の防災活動の推進 (1)～(4) [略]	第2節 地域防災活動活性化計画 第1 基本方針 (1) [略] (2) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化<u>及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくり</u>を推進する。 (3)～(4) [略] 第2 自主防災組織等の育成 【総務課、消防防災課、政策企画課】 1～2 [略] 3 住民等による地区内の防災活動の推進 (1)～(4) [略] <u>(5) 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u>
17		
18		
19	第3節 防災訓練計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施要領 【総務課、消防防災課】 1 [略] 2 実施に当たって留意すべき事項 [略] (1) [略] (2) 広域的な訓練の実施 広域応援体制の確立を図るため、近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練及びこれに基づく各種の訓練を実施する。 (3)～(5) [略]	第3節 防災訓練計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施要領 【総務課、消防防災課】 1 [略] 2 実施に当たって留意すべき事項 [略] (1) [略] (2) 広域的な訓練の実施 <u>① 大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u> <u>② 広域応援体制の確立を図るため、近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練及びこれに基づく各種の訓練を実施する。</u> (3)～(5) [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
	第4節 通信確保計画 第1 基本方針 (1) [略] (2) 町は、災害時においても通信を確保することができるよう通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。 また、<u>通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。</u> (3) [略] 第2 通信施設・設備の整備等 【総務課】 1～2 [略] 3 その他の通信施設の整備 町は、災害時における通信の多重化を図るため、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE (P S - L T E)</u>、業務用移動通信を配備するとともに、アマチュア無線を活用できるようアマチュア無線局との連携を進めるとともに通信運用マニュアルの作成に努める。[略] 4～5 [略]	第4節 通信確保計画 第1 基本方針 (1) [略] (2) 町は、災害時においても通信を確保することができるよう通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める<u>とともに通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。</u> また、<u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> (3) [略] (4) 町は、<u>情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</u> 第2 通信施設・設備の整備等 【総務課】 1～2 [略] 3 その他の通信施設の整備 町は、災害時における通信の多重化を図るため、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信を配備するとともに、アマチュア無線を活用できるようアマチュア無線局との連携を進めるとともに通信運用マニュアルの作成に努める。[略] 4～5 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
22	第5節 避難対策計画 第1 基本方針 (1)～(2) [略] (3) 町民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等 【総務課、長寿福祉課、健康子ども課】 1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備 ①～② [略] ③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 なお、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。	第5節 避難対策計画 第1 基本方針 (1)～(2) [略] (3) 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (4) 町民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等 【総務課、長寿福祉課、健康子ども課】 1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備 ①～② [略] ③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 なお、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
24	④～⑤ [略] ⑥ 町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 ⑦ [略] ⑧ 町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。	④～⑤ [略] ⑥ 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 ⑦ [略] ⑧ 町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。<u>また、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u>
24	⑨～⑩ [略]	⑨～⑩ [略] <u>⑪ 町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> <u>⑫ 町は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u>
	2 [略] 3 指定緊急避難場所等の環境整備 (1) [略] (2) 指定緊急避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置。 なお、誘導標識を設置する場合、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるか明示するよう努めるものとする。	2 [略] 3 指定緊急避難場所等の環境整備 (1) [略] (2) 指定緊急避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置。 なお、誘導標識を設置する場合、日本<u>産</u>業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるか明示するよう努めるものとする。 (3) <u>町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
25	(3)～(5) [略] (6) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備 (7) [略] (8) 非常用電源の配備 (9)～(10) [略]	(4)～(6) [略] (7) <u>空調、洋式トイレなど</u>高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備 (8) [略] (9) <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電電源設備等</u>の配備 (10)～(11) [略] (12)<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備</u>
	4 [略]	4 [略]
	第3～第5 [略]	第3～第5 [略]
	第6 津波に対する町民等の予防措置 【総務課、水産商工課】	第6 津波に対する町民等の予防措置 【総務課、水産商工課】
30	1 町民の予防措置 (1) 津波に対する正しい知識を身につける。 ・ [略] ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地<u>地震</u>、火山噴火等による<u>潮位変化により</u>津波が発生する可能性もある。 ・ [略] (2) [略] ① 強い<u>地震</u>を感じたとき。 ② 弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。 ③ <u>地震</u>を感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	1 町民の予防措置 (1) 津波に対する正しい知識を身につける。 ・ [略] ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地<u>津波</u>、火山噴火等による津波が発生する可能性もある。 ・ [略] (2) [略] ① 強い<u>揺れ</u>を感じたとき。 ② 弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。 ③ <u>揺れ</u>を感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
31	(3)～(5) [略] 2 船舶の予防措置 (1) 次の場合は、直ちに津波に備えた対応をとる。 ① 強い<u>地震</u>を感じたとき。 ② 弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。 ③ <u>地震</u>を感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 (2)～(4) [略]	(3)～(5) [略] 2 船舶の予防措置 (1) 次の場合は、直ちに津波に備えた対応をとる。 ① 強い<u>揺れ</u>を感じたとき。 ② 弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。 ③ <u>揺れ</u>を感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 (2)～(4) [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
	第7節 要配慮者の安全確保計画	第7節 要配慮者の安全確保計画
33	第1 基本方針 町は、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、要配慮者利用施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを進める。 <u>特に</u>、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。	第1 基本方針 <u>(1) 町は、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、要配慮者利用施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを進める。</u> <u>(2) 町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u> <u>(3) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>
35	第2 実施要領 【長寿福祉課、総務課】 1～4 [略] 5 災害情報等の伝達体制の整備 (1)～(5) [略] (6) <u>町は、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>	第2 実施要領 【長寿福祉課、総務課】 1～4 [略] 5 災害情報等の伝達体制の整備 (1)～(5) [略] <u>(6) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>(7) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>
	6～10 [略]	6～10 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
38	第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 基本方針 町は、災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。	第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 基本方針 <u>(1) 町は、災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</u> <u>(2) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食糧・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u>
39	第2 備蓄計画等 1～2 [略] 3 備蓄計画 [略] (1)～(5) [略] (6) 災害発生時において、食料等の物資を効率的に配分するため、次の施設を備蓄拠点として整備する。 災害備蓄倉庫(田名部、ふれあいパーク山田)、旧山田高校体育館、各支部倉庫	第2 備蓄計画等 1～2 [略] 3 備蓄計画 [略] (1)～(5) [略] (6) 災害発生時において、食料等の物資を効率的に配分するため、次の施設を備蓄拠点として整備する。 災害備蓄倉庫(田名部、ふれあいパーク山田、<u>旧織笠小体育館</u>)、旧山田高校体育館、各支部倉庫
49	第13節 ライフライン施設等安全確保計画 第1～第4 [略] 第5 通信施設 1 電気通信設備 【東日本電信電話(株)】 電気通信事業者は、震災時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。 (1)～(5) [略]	第13節 ライフライン施設等安全確保計画 第1～第4 [略] 第5 通信施設 1 電気通信設備 【東日本電信電話(株)】 電気通信事業者は、震災時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。<u>特に、庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> (1)～(5) [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
58	第16節 火災予防計画 第1～第2 [略] 第3 消防力の充実強化 【消防防災課、消防団】 <u>町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。</u> 1～3 [略]	第16節 火災予防計画 第1～第2 [略] 第3 消防力の充実強化 【消防防災課、消防団】 <u>町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> 1～3 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案																				
	第1節 活動体制計画	第1節 活動体制計画																				
64	第1 基本方針 (1)～(8) [略]	第1 基本方針 (1)～(8) [略] <u>(9) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。</u>																				
65	第2 町の活動体制 【各部】 (1)～(4) [略]	第2 町の活動体制 【各部】 (1)～(4) [略] <u>(5) 町は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>																				
67	1 災害警戒本部の設置 [略] 2 災害対策本部 (1) [略] (2) 組 織 災害対策本部の組織	1 災害警戒本部の設置 [略] 2 災害対策本部 (1) [略] (2) 組 織 災害対策本部の組織																				
	<table><tr><td>本部長</td><td>町 長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副町長、教育長、技監</td></tr><tr><td>本部員</td><td>各課長等</td></tr><tr><td>本部付職員</td><td>総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、消防防災課及び学校教育課の一部職員</td></tr><tr><td>各支部</td><td>支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）</td></tr></table>	本部長	町 長	副本部長	副町長、教育長、技監	本部員	各課長等	本部付職員	総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、消防防災課及び学校教育課の一部職員	各支部	支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）	<table><tr><td>本部長</td><td>町 長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副町長、教育長、技監</td></tr><tr><td>本部員</td><td>各課長等</td></tr><tr><td>本部付職員</td><td>総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、<u>政策企画課、農林課、水産商工課、町民課</u>、消防防災課及び学校教育課の一部職員</td></tr><tr><td>各支部</td><td>支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）</td></tr></table>	本部長	町 長	副本部長	副町長、教育長、技監	本部員	各課長等	本部付職員	総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、 <u>政策企画課、農林課、水産商工課、町民課</u> 、消防防災課及び学校教育課の一部職員	各支部	支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）
本部長	町 長																					
副本部長	副町長、教育長、技監																					
本部員	各課長等																					
本部付職員	総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、消防防災課及び学校教育課の一部職員																					
各支部	支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）																					
本部長	町 長																					
副本部長	副町長、教育長、技監																					
本部員	各課長等																					
本部付職員	総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、 <u>政策企画課、農林課、水産商工課、町民課</u> 、消防防災課及び学校教育課の一部職員																					
各支部	支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）																					
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（本部付職員の見直し）																					

項	現計画	修正案																																																																														
76	(3)～(8) [略] 3 支部 (1) [略] (2) 支部長等 各支部の支部長及び副支部長並びに支部連絡員については、毎年度総務課長が指名する。 なお、支部設置場所及び支部長代理については、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支部名</th><th>支部設置場所</th><th>支部長代理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田支部</td><td>中央コミュニティセンター</td><td>—</td></tr> <tr> <td>船越支部</td><td>船越防災センター</td><td>船越支所長</td></tr> <tr> <td>田の浜支部</td><td>田の浜コミュニティセンター</td><td>田の浜地区自治会</td></tr> <tr> <td>大浦支部</td><td>大浦漁村センター</td><td>大浦漁村づくり振興協議会</td></tr> <tr> <td>織笠支部</td><td>織笠コミュニティセンター</td><td>織笠地区コミュニティ推進協議会</td></tr> <tr> <td>大沢支部</td><td>ふるさとセンター</td><td>大沢コミュニティ推進協議会</td></tr> <tr> <td>豊間根支部</td><td>豊間根生活改善センター</td><td>豊間根支所長</td></tr> </tbody> </table> (3) 代替施設 土砂災害危険箇所に立地する次の支部における、大雨警報及び大雨特別警報等が発表され土砂災害発生のおそれがある場合の代替支部設置場所は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支部名</th><th>支部設置場所</th><th>代替支部設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田支部</td><td>中央コミュニティセンター</td><td>保健センター</td></tr> <tr> <td>田の浜支部</td><td>田の浜コミュニティセンター</td><td>船越小学校</td></tr> <tr> <td>大浦支部</td><td>旧大浦小学校</td><td>大浦漁村センター</td></tr> <tr> <td>豊間根支部</td><td>豊間根生活改善センター</td><td>豊間根小学校</td></tr> </tbody> </table>	支部名	支部設置場所	支部長代理	山田支部	中央コミュニティセンター	—	船越支部	船越防災センター	船越支所長	田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	田の浜地区自治会	大浦支部	大浦漁村センター	大浦漁村づくり振興協議会	織笠支部	織笠コミュニティセンター	織笠地区コミュニティ推進協議会	大沢支部	ふるさとセンター	大沢コミュニティ推進協議会	豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根支所長	支部名	支部設置場所	代替支部設置場所	山田支部	中央コミュニティセンター	保健センター	田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	船越小学校	大浦支部	旧大浦小学校	大浦漁村センター	豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根小学校	(3)～(8) [略] 3 支部 (1) [略] (2) 支部長等 各支部の支部長及び副支部長並びに支部連絡員については、毎年度総務課長が指名する。 なお、支部設置場所及び支部長代理については、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支部名</th><th>支部設置場所</th><th>支部長代理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田支部</td><td>中央コミュニティセンター</td><td>—</td></tr> <tr> <td>船越支部</td><td>船越防災センター</td><td>船越支所長</td></tr> <tr> <td>田の浜支部</td><td>田の浜コミュニティセンター</td><td>田の浜地区自治会</td></tr> <tr> <td>大浦支部</td><td>大浦漁村センター</td><td>大浦漁村づくり振興協議会</td></tr> <tr> <td>織笠支部</td><td>織笠コミュニティセンター</td><td>織笠地区コミュニティ推進協議会</td></tr> <tr> <td>大沢支部</td><td><u>大沢</u>ふるさとセンター</td><td>大沢コミュニティ推進協議会</td></tr> <tr> <td>豊間根支部</td><td>豊間根生活改善センター</td><td>豊間根支所長</td></tr> </tbody> </table> (3) 代替施設 土砂災害危険箇所に立地する次の支部における、大雨警報及び大雨特別警報等が発表され土砂災害発生のおそれがある場合の代替支部設置場所は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支部名</th><th>支部設置場所</th><th>代替支部設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田支部</td><td>中央コミュニティセンター</td><td>保健センター</td></tr> <tr> <td>田の浜支部</td><td>田の浜コミュニティセンター</td><td><u>旧</u>船越小学校</td></tr> <tr> <td>大浦支部</td><td>旧大浦小学校</td><td>大浦漁村センター</td></tr> <tr> <td>豊間根支部</td><td>豊間根生活改善センター</td><td>豊間根小学校</td></tr> </tbody> </table>	支部名	支部設置場所	支部長代理	山田支部	中央コミュニティセンター	—	船越支部	船越防災センター	船越支所長	田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	田の浜地区自治会	大浦支部	大浦漁村センター	大浦漁村づくり振興協議会	織笠支部	織笠コミュニティセンター	織笠地区コミュニティ推進協議会	大沢支部	<u>大沢</u> ふるさとセンター	大沢コミュニティ推進協議会	豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根支所長	支部名	支部設置場所	代替支部設置場所	山田支部	中央コミュニティセンター	保健センター	田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	<u>旧</u> 船越小学校	大浦支部	旧大浦小学校	大浦漁村センター	豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根小学校
支部名	支部設置場所	支部長代理																																																																														
山田支部	中央コミュニティセンター	—																																																																														
船越支部	船越防災センター	船越支所長																																																																														
田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	田の浜地区自治会																																																																														
大浦支部	大浦漁村センター	大浦漁村づくり振興協議会																																																																														
織笠支部	織笠コミュニティセンター	織笠地区コミュニティ推進協議会																																																																														
大沢支部	ふるさとセンター	大沢コミュニティ推進協議会																																																																														
豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根支所長																																																																														
支部名	支部設置場所	代替支部設置場所																																																																														
山田支部	中央コミュニティセンター	保健センター																																																																														
田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	船越小学校																																																																														
大浦支部	旧大浦小学校	大浦漁村センター																																																																														
豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根小学校																																																																														
支部名	支部設置場所	支部長代理																																																																														
山田支部	中央コミュニティセンター	—																																																																														
船越支部	船越防災センター	船越支所長																																																																														
田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	田の浜地区自治会																																																																														
大浦支部	大浦漁村センター	大浦漁村づくり振興協議会																																																																														
織笠支部	織笠コミュニティセンター	織笠地区コミュニティ推進協議会																																																																														
大沢支部	<u>大沢</u> ふるさとセンター	大沢コミュニティ推進協議会																																																																														
豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根支所長																																																																														
支部名	支部設置場所	代替支部設置場所																																																																														
山田支部	中央コミュニティセンター	保健センター																																																																														
田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	<u>旧</u> 船越小学校																																																																														
大浦支部	旧大浦小学校	大浦漁村センター																																																																														
豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根小学校																																																																														
修正理由	○所要の修正																																																																															

項	現計画	修正案																								
	第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 津波警報等の種類及び伝達 (1) 地震動の警報及び地震情報の種類 ① 緊急地震速報（警報） ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて町民に提供する。 イ～ウ [略] ② 地震情報の種類と内容	第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 津波警報等の種類及び伝達 (1) 地震動の警報及び地震情報の種類 ① 緊急地震速報（警報） ア 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上<u>または最大</u>長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上の揺れ</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて町民に提供する。 イ～ウ [略] ② 地震情報の種類と内容 <u>国、県及び町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u>																								
83	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> <tr> <th>[略]</th><th>[略]</th><th>[略]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上（<u>大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。</u>）</td><td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</u></td></tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td><td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上 ・<u>大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時</u> ・<u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u></td><td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u></td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内 容	[略]	[略]	[略]	震源に関する情報	・震度3以上（ <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。</u> ）	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</u>	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上 ・ <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> <tr> <th>[略]</th><th>[略]</th><th>[略]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上（<u>津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。</u>）</td><td><u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></td></tr> <tr> <td>震源・震度情報</td><td>・<u>震度1以上</u> ・<u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・<u>緊急地震速報（警報）発表時</u></td><td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u></td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内 容	[略]	[略]	[略]	震源に関する情報	・震度3以上（ <u>津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。</u> ）	<u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>	震源・震度情報	・ <u>震度1以上</u> ・ <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>
種類	発表基準	内 容																								
[略]	[略]	[略]																								
震源に関する情報	・震度3以上（ <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。</u> ）	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</u>																								
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上 ・ <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u>																								
種類	発表基準	内 容																								
[略]	[略]	[略]																								
震源に関する情報	・震度3以上（ <u>津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。</u> ）	<u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>																								
震源・震度情報	・ <u>震度1以上</u> ・ <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>																								
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																									

項	現計画			修正案		
	<u>各地の震度に関する情報</u>	・ <u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</u>
			[略]	<u>遠地震に関する情報</u>	・ <u>マグニチュード7.0以上</u> ・ <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</u>
			[略]		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]
	<u>遠地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ・ <u>マグニチュード7.0以上</u> ・ <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。		[略]	[略]
		・ <u>震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>	[略]	[略]	[略]
	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>					
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正					

項	現計画	修正案															
85	③ 地震活動に関する解説<u>情報</u>等 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>地震解説資料</u></td><td><u>津波警報等の発表又は震度4以上の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</u></td></tr><tr><td><u>月間地震概況及び週間地震概況</u></td><td><u>月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料</u></td></tr></table>	種 類	内 容	<u>地震解説資料</u>	<u>津波警報等の発表又は震度4以上の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</u>	<u>月間地震概況及び週間地震概況</u>	<u>月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料</u>	③ 地震活動に関する解説<u>資料</u>等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。 <table><tr><th><u>解説資料等の種類</u></th><th><u>発表基準</u></th><th><u>内容</u></th></tr><tr><td><u>地震解説資料（速報版）</u></td><td><u>以下のいずれかを満たした場合に一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時（遠地震による発表時除く）</u> <u>・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u></td><td><u>地震発生後 30分程度を目途に、地方公共団体が初期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u></td></tr><tr><td><u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u></td><td><u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・岩手県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u></td><td><u>地震発生後 1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u></td></tr></table>	<u>解説資料等の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>	<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時（遠地震による発表時除く）</u> <u>・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u>	<u>地震発生後 30分程度を目途に、地方公共団体が初期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>	<u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・岩手県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後 1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>
種 類	内 容																
<u>地震解説資料</u>	<u>津波警報等の発表又は震度4以上の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</u>																
<u>月間地震概況及び週間地震概況</u>	<u>月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料</u>																
<u>解説資料等の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>															
<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時（遠地震による発表時除く）</u> <u>・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u>	<u>地震発生後 30分程度を目途に、地方公共団体が初期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>															
<u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・岩手県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後 1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>															
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																

項	現計画				修正案			
85							<u>・地震解説資料(地域詳細版)地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</u>	
<u>月間地震概況</u>					<u>定期(毎月)</u>	<u>地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>		
86	(2) 津波警報等の種類 ① 津波警報等の種類と内容 ア～ウ [略] エ 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。				(2) 津波警報等の種類 ① 津波警報等の種類と内容 ア～ウ [略] エ 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。			
	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動
			数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表			数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正							

項	現計画				修正案			
86	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	<u>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正							

項	現計画	修正案																																																
91	②～③ [略] (3) [略] (4) 伝達系統 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。 <table><tr><th>津波警報等の区分</th><th>発表機関</th><th>伝達系統</th></tr><tr><td>大津波警報・津波警報・津波注意報</td><td>気象庁</td><td>津波警報等伝達系統図のとおり</td></tr><tr><td>津波に関する情報</td><td>気象庁</td><td>地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり</td></tr><tr><td>地震に関する情報</td><td>気象庁本庁等</td><td>地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり</td></tr></table> 図 [略] (5)～(6) [略] 2 [略] 第4節 通信情報計画 第1 [略] 第2 実施要領 【総務部】 1～2 [略] 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保 (1)～(6) [略] (7) 放送の利用 ① [略] ② 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。 ア～オ [略] なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。 <table><tr><th>放送局名</th><th>担当部局</th><th>電話番号</th><th>所在地</th></tr><tr><td>日本放送協会盛岡放送局</td><td>放送部</td><td>019-626-8826</td><td>盛岡市上田4-1-3</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	津波警報等の区分	発表機関	伝達系統	大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図のとおり	津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり	地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3	[略]	[略]	[略]	[略]	②～③ [略] (3) [略] (4) 伝達系統 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。 <table><tr><th>津波警報等の区分</th><th>発表機関</th><th>伝達系統</th></tr><tr><td>大津波警報・津波警報・津波注意報</td><td>気象庁 本庁等</td><td>津波警報等伝達系統図のとおり</td></tr><tr><td>津波に関する情報</td><td>気象庁 本庁等</td><td>地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり</td></tr><tr><td>地震に関する情報</td><td>気象庁本庁等</td><td>地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり</td></tr></table> 図 [略] (5)～(6) [略] 2 [略] 第4節 通信情報計画 第1 [略] 第2 実施要領 【総務部】 1～2 [略] 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保 (1)～(6) [略] (7) 放送の利用 ① [略] ② 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。 ア～オ [略] なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。 <table><tr><th>放送局名</th><th>担当部局</th><th>電話番号</th><th>所在地</th></tr><tr><td>日本放送協会盛岡放送局</td><td>コンテンツセンター</td><td>019-626-8826</td><td>盛岡市上田4-1-3</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	津波警報等の区分	発表機関	伝達系統	大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁 本庁等	津波警報等伝達系統図のとおり	津波に関する情報	気象庁 本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり	地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3	[略]	[略]	[略]	[略]
津波警報等の区分	発表機関	伝達系統																																																
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図のとおり																																																
津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり																																																
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり																																																
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																																															
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
津波警報等の区分	発表機関	伝達系統																																																
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁 本庁等	津波警報等伝達系統図のとおり																																																
津波に関する情報	気象庁 本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり																																																
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり																																																
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																																															
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
修正理由	○所要の修正																																																	

項	現計画	修正案																																																																										
98	第5節 情報の収集・伝達計画 第1 基本方針 (1)～(5) [略]	第5節 情報の収集・伝達計画 第1 基本方針 (1)～(5) [略] (6) 町は、<u>Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u> (7) 町は、<u>情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。</u>																																																																										
100	第2 実施機関（責任者） (町本部の担当) <table><tr><th>担当部</th><th>様式</th><th>報告種別</th><th>報告区分</th><th>県地方支部（班）</th><th>県本部</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">水産商工部</td><td>7</td><td rowspan="2">観光施設被害報告</td><td>観光施設</td><td>総務班</td><td>観光課</td></tr><tr><td>自然公園施設</td><td>福祉環境班</td><td>自然保護課</td></tr><tr><td>8</td><td>商工関係被害報告</td><td>—</td><td>総務班</td><td>経営支援課</td></tr><tr><td>略</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	担当部	様式	報告種別	報告区分	県地方支部（班）	県本部	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	水産商工部	7	観光施設被害報告	観光施設	総務班	観光課	自然公園施設	福祉環境班	自然保護課	8	商工関係被害報告	—	総務班	経営支援課	略	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	第2 実施機関（責任者） (町本部の担当) <table><tr><th>担当部</th><th>様式</th><th>報告種別</th><th>報告区分</th><th>県地方支部（班）</th><th>県本部</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">水産商工部</td><td>7</td><td rowspan="2">観光施設被害報告</td><td>観光施設</td><td>総務班</td><td><u>観光・プロモーション室</u></td></tr><tr><td>自然公園施設</td><td>福祉環境班</td><td>自然保護課</td></tr><tr><td>8</td><td>商工関係被害報告</td><td>—</td><td>総務班</td><td>経営支援課</td></tr><tr><td>略</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	担当部	様式	報告種別	報告区分	県地方支部（班）	県本部	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	水産商工部	7	観光施設被害報告	観光施設	総務班	<u>観光・プロモーション室</u>	自然公園施設	福祉環境班	自然保護課	8	商工関係被害報告	—	総務班	経営支援課	略	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
担当部	様式	報告種別	報告区分	県地方支部（班）	県本部																																																																							
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
水産商工部	7	観光施設被害報告	観光施設	総務班	観光課																																																																							
	自然公園施設		福祉環境班	自然保護課																																																																								
	8	商工関係被害報告	—	総務班	経営支援課																																																																							
	略	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
担当部	様式	報告種別	報告区分	県地方支部（班）	県本部																																																																							
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
水産商工部	7	観光施設被害報告	観光施設	総務班	<u>観光・プロモーション室</u>																																																																							
	自然公園施設		福祉環境班	自然保護課																																																																								
	8	商工関係被害報告	—	総務班	経営支援課																																																																							
	略	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
105	第3 実施要領 1～3 [略] 4 災害情報通信の確保 (1) 災害情報通信のための電話の指定 ※ 災害時優先電話設置場所・電話番号一覧 <table><tr><th>設置場所</th><th>電話番号</th><th>設置場所</th><th>電話番号</th><th>設置場所</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>織笠保育園</td><td>82-3219</td><td>山田小学校</td><td>82-9581</td><td>大沢ふるさとセンター</td><td>82-4333</td></tr><tr><td>織笠地区放課後児童クラブ</td><td>82-2715</td><td>船越小学校</td><td>84-2351</td><td></td><td></td></tr></table> (2)～(3) [略]	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	織笠保育園	82-3219	山田小学校	82-9581	大沢ふるさとセンター	82-4333	織笠地区放課後児童クラブ	82-2715	船越小学校	84-2351			第3 実施要領 1～3 [略] 4 災害情報通信の確保 (1) 災害情報通信のための電話の指定 ※ 災害時優先電話設置場所・電話番号一覧 <table><tr><th>設置場所</th><th>電話番号</th><th>設置場所</th><th>電話番号</th><th>設置場所</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>織笠保育園</td><td>82-3219</td><td>山田小学校</td><td>82-9581</td><td>大沢ふるさとセンター</td><td>82-4333</td></tr><tr><td>織笠地区放課後児童クラブ</td><td>82-2715</td><td><u>旧</u>船越小学校</td><td>84-2351</td><td></td><td></td></tr></table> (2)～(3) [略]	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	織笠保育園	82-3219	山田小学校	82-9581	大沢ふるさとセンター	82-4333	織笠地区放課後児童クラブ	82-2715	<u>旧</u> 船越小学校	84-2351																												
設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
織笠保育園	82-3219	山田小学校	82-9581	大沢ふるさとセンター	82-4333																																																																							
織笠地区放課後児童クラブ	82-2715	船越小学校	84-2351																																																																									
設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
織笠保育園	82-3219	山田小学校	82-9581	大沢ふるさとセンター	82-4333																																																																							
織笠地区放課後児童クラブ	82-2715	<u>旧</u> 船越小学校	84-2351																																																																									
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○所要の修正																																																																											

項	現計画	修正案																																				
111	第7節 交通確保・輸送計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） （町本部の担当） <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>援護班</td><td>1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> 第3 交通確保 1 [略] 2 防災拠点の指定 (1) [略] (2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。交通拠点 ①～② [略] ア～イ [略] ウ 航空輸送拠点 県立山田高等学校グラウンド、航空自衛隊山田分屯基地、豊間根小学校校庭、旧山田北小学校校庭、船越小学校校庭、町総合運動公園ラグビー・サッカー場 (3) [略]	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]	長寿福祉部	援護班	1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請	[略]	[略]	[略]	第7節 交通確保・輸送計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） （町本部の担当） <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>総務班</td><td>1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> 第3 交通確保 1 [略] 2 防災拠点の指定 (1) [略] (2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。 ①～② [略] ア～イ [略] ウ 航空輸送拠点 県立山田高等学校グラウンド、航空自衛隊山田分屯基地、豊間根小学校校庭、旧山田北小学校校庭、<u>旧</u>船越小学校校庭、町総合運動公園ラグビー・サッカー場 (3) [略]	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]	長寿福祉部	総務班	1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請	[略]	[略]	[略]												
部	班	担 当 業 務																																				
[略]	[略]	[略]																																				
長寿福祉部	援護班	1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請																																				
[略]	[略]	[略]																																				
部	班	担 当 業 務																																				
[略]	[略]	[略]																																				
長寿福祉部	総務班	1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請																																				
[略]	[略]	[略]																																				
112	3 緊急輸送道路の指定 (1)～(3) [略] <table border="1"> <tr> <th>防災拠点等</th><th>路線名</th><th>指定区間</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>旧山田北小学校</td><td>細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線</td><td>45号（山田 <u>3</u>-9-1）～山田 13-44-2</td></tr> <tr> <td>山田消防署</td><td>境田南線</td><td>45号（境田町 14-24）～飯岡 1-21-4</td></tr> <tr> <td>宮古警察署山田交番</td><td>織笠・外山線、細浦・柳沢線</td><td>45号（織笠 12-2-9）～<u>織笠</u> 1-21-3</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> 4～6 [略]	防災拠点等	路線名	指定区間	[略]	[略]	[略]	旧山田北小学校	細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線	45号（山田 <u>3</u> -9-1）～山田 13-44-2	山田消防署	境田南線	45号（境田町 14-24）～飯岡 1-21-4	宮古警察署山田交番	織笠・外山線、細浦・柳沢線	45号（織笠 12-2-9）～ <u>織笠</u> 1-21-3	[略]	[略]	[略]	3 緊急輸送道路の指定 (1)～(3) [略] <table border="1"> <tr> <th>防災拠点等</th><th>路線名</th><th>指定区間</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>旧山田北小学校</td><td>細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線</td><td>45号（山田 <u>2</u>-9-1）～山田 13-44-2</td></tr> <tr> <td>山田消防署</td><td>境田南線</td><td>45号（境田町 14-24）～飯岡 1-21-4</td></tr> <tr> <td>宮古警察署山田交番</td><td>織笠・外山線、細浦・柳沢線</td><td>45号（織笠 12-2-9）～<u>飯岡</u> 1-21-3</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> 4～6 [略]	防災拠点等	路線名	指定区間	[略]	[略]	[略]	旧山田北小学校	細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線	45号（山田 <u>2</u> -9-1）～山田 13-44-2	山田消防署	境田南線	45号（境田町 14-24）～飯岡 1-21-4	宮古警察署山田交番	織笠・外山線、細浦・柳沢線	45号（織笠 12-2-9）～ <u>飯岡</u> 1-21-3	[略]	[略]	[略]
防災拠点等	路線名	指定区間																																				
[略]	[略]	[略]																																				
旧山田北小学校	細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線	45号（山田 <u>3</u> -9-1）～山田 13-44-2																																				
山田消防署	境田南線	45号（境田町 14-24）～飯岡 1-21-4																																				
宮古警察署山田交番	織笠・外山線、細浦・柳沢線	45号（織笠 12-2-9）～ <u>織笠</u> 1-21-3																																				
[略]	[略]	[略]																																				
防災拠点等	路線名	指定区間																																				
[略]	[略]	[略]																																				
旧山田北小学校	細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線	45号（山田 <u>2</u> -9-1）～山田 13-44-2																																				
山田消防署	境田南線	45号（境田町 14-24）～飯岡 1-21-4																																				
宮古警察署山田交番	織笠・外山線、細浦・柳沢線	45号（織笠 12-2-9）～ <u>飯岡</u> 1-21-3																																				
[略]	[略]	[略]																																				
修正理由	○所要の修正																																					

項	現計画	修正案																																																																													
117	第4 緊急輸送 1～3 [略] 4 航空輸送 (1)～(3) [略] (4) ヘリポートの現況 町におけるヘリポートの現況及びヘリポート候補地は、次のとおりである。 ヘリポートの現況及び候補地 <table><tr><th rowspan="2">施設</th><th colspan="2">大きさ</th><th rowspan="2">町役場までの距離(km)</th><th colspan="3">岩手県航空防災マップ</th></tr><tr><th>縦(m)</th><th>横(m)</th><th>地図名</th><th>記号</th><th>メッシュ番号</th></tr><tr><td>県立山田高等学校グラウンド</td><td>160</td><td>170</td><td>2.4</td><td>大槌35</td><td>H</td><td>581-4367</td></tr><tr><td>航空自衛隊山田分屯基地</td><td>35</td><td>45</td><td>9.4</td><td>宮古28</td><td>F1</td><td>583-4376</td></tr><tr><td>豊間根小学校校庭</td><td>95</td><td>65</td><td>10.0</td><td>宮古28</td><td>H</td><td>579-4375</td></tr><tr><td>旧山田北小学校校庭</td><td>120</td><td>50</td><td>1.7</td><td>大槌35</td><td>H</td><td>581-4370</td></tr><tr><td>船越小学校校庭</td><td>105</td><td>80</td><td>5.3</td><td>大槌35</td><td>H</td><td>584-4364</td></tr></table> 【参考】山田町管内ドクターヘリランデブーポイント・・・旧大浦小、陸中海岸青少年の家、旧轟木小、山田消防署、旧荒川小、山田高、旧山田北小、豊間根小、船越小、旧豊間根中、旧大沢小 別図 [略]	施設	大きさ		町役場までの距離(km)	岩手県航空防災マップ			縦(m)	横(m)	地図名	記号	メッシュ番号	県立山田高等学校グラウンド	160	170	2.4	大槌35	H	581-4367	航空自衛隊山田分屯基地	35	45	9.4	宮古28	F1	583-4376	豊間根小学校校庭	95	65	10.0	宮古28	H	579-4375	旧山田北小学校校庭	120	50	1.7	大槌35	H	581-4370	船越小学校校庭	105	80	5.3	大槌35	H	584-4364	第4 緊急輸送 1～3 [略] 4 航空輸送 (1)～(3) [略] (4) ヘリポートの現況 町におけるヘリポートの現況及びヘリポート候補地は、次のとおりである。 ヘリポートの現況及び候補地 <table><tr><th rowspan="2">施設</th><th colspan="2">大きさ</th><th rowspan="2">町役場までの距離(km)</th></tr><tr><th>縦(m)</th><th>横(m)</th></tr><tr><td>県立山田高等学校グラウンド</td><td>160</td><td>170</td><td>2.4</td></tr><tr><td>航空自衛隊山田分屯基地</td><td>35</td><td>45</td><td>9.4</td></tr><tr><td>豊間根小学校校庭</td><td>95</td><td>65</td><td>10.0</td></tr><tr><td>旧山田北小学校校庭</td><td>120</td><td>50</td><td>1.7</td></tr><tr><td>旧船越小学校校庭</td><td>105</td><td>80</td><td>6.1</td></tr><tr><td>県立船越家族旅行村水辺公園</td><td>106</td><td>42</td><td>5.3</td></tr></table> 【参考】山田町管内ドクターヘリランデブーポイント・・・旧大浦小学校、陸中海岸青少年の家、旧轟木小学校、山田消防署、旧荒川小学校、山田高等学校、旧山田北小学校、豊間根小学校、旧船越小学校、旧豊間根中学校、旧大沢小学校 別図 [略]	施設	大きさ		町役場までの距離(km)	縦(m)	横(m)	県立山田高等学校グラウンド	160	170	2.4	航空自衛隊山田分屯基地	35	45	9.4	豊間根小学校校庭	95	65	10.0	旧山田北小学校校庭	120	50	1.7	旧船越小学校校庭	105	80	6.1	県立船越家族旅行村水辺公園	106	42	5.3
施設	大きさ		町役場までの距離(km)	岩手県航空防災マップ																																																																											
	縦(m)	横(m)		地図名	記号	メッシュ番号																																																																									
県立山田高等学校グラウンド	160	170	2.4	大槌35	H	581-4367																																																																									
航空自衛隊山田分屯基地	35	45	9.4	宮古28	F1	583-4376																																																																									
豊間根小学校校庭	95	65	10.0	宮古28	H	579-4375																																																																									
旧山田北小学校校庭	120	50	1.7	大槌35	H	581-4370																																																																									
船越小学校校庭	105	80	5.3	大槌35	H	584-4364																																																																									
施設	大きさ		町役場までの距離(km)																																																																												
	縦(m)	横(m)																																																																													
県立山田高等学校グラウンド	160	170	2.4																																																																												
航空自衛隊山田分屯基地	35	45	9.4																																																																												
豊間根小学校校庭	95	65	10.0																																																																												
旧山田北小学校校庭	120	50	1.7																																																																												
旧船越小学校校庭	105	80	6.1																																																																												
県立船越家族旅行村水辺公園	106	42	5.3																																																																												
修正理由	○町独自の修正（ヘリポート候補地の追記、所要の修正）																																																																														

項	現計画	修正案																																							
	第10節 相互応援協力計画	第10節 相互応援協力計画																																							
129	第1 基本方針 (1)～(10) [略]	第1 基本方針 (1)～(10) [略] <u>(11) 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</u> <u>(12) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u>																																							
	第2 [略]	第2 [略]																																							
	第3 実施要領	第3 実施要領																																							
131	1 市町村の相互協力 (1) 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 ①～⑤ [略]	1 市町村の相互協力 (1) 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 ①～⑤ [略] <u>⑥ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u>																																							
133	(2)～(3) [略] 2 団体等との協力 [略]	(2)～(3) [略] 2 団体等との協力 [略]																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>協定締結先</th><th>協定等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>11</td><td>日本福祉用具供給協会</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	No.	協定締結先	協定等名	[略]	[略]	[略]	11	日本福祉用具供給協会	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>協定締結先</th><th>協定等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>11</td><td><u>社会福祉法人</u> 日本福祉用具供給協会</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>20</td><td><u>株式会社テルコーポレーション</u></td><td><u>災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定</u></td></tr> <tr> <td>21</td><td><u>一般社団法人水産土木建設技術センター</u></td><td><u>漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定</u></td></tr> <tr> <td>22</td><td><u>一般社団法人岩手県産業資源循環協会</u></td><td><u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u></td></tr> <tr> <td>23</td><td><u>社会福祉法人山田町社会福祉協議会</u></td><td><u>山田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定</u></td></tr> <tr> <td>24</td><td><u>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</u></td><td><u>災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定</u></td></tr> </tbody> </table>	No.	協定締結先	協定等名	[略]	[略]	[略]	11	<u>社会福祉法人</u> 日本福祉用具供給協会	[略]	[略]	[略]	[略]	20	<u>株式会社テルコーポレーション</u>	<u>災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定</u>	21	<u>一般社団法人水産土木建設技術センター</u>	<u>漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定</u>	22	<u>一般社団法人岩手県産業資源循環協会</u>	<u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u>	23	<u>社会福祉法人山田町社会福祉協議会</u>	<u>山田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定</u>	24	<u>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</u>	<u>災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定</u>
No.	協定締結先	協定等名																																							
[略]	[略]	[略]																																							
11	日本福祉用具供給協会	[略]																																							
[略]	[略]	[略]																																							
No.	協定締結先	協定等名																																							
[略]	[略]	[略]																																							
11	<u>社会福祉法人</u> 日本福祉用具供給協会	[略]																																							
[略]	[略]	[略]																																							
20	<u>株式会社テルコーポレーション</u>	<u>災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定</u>																																							
21	<u>一般社団法人水産土木建設技術センター</u>	<u>漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定</u>																																							
22	<u>一般社団法人岩手県産業資源循環協会</u>	<u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u>																																							
23	<u>社会福祉法人山田町社会福祉協議会</u>	<u>山田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定</u>																																							
24	<u>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</u>	<u>災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定</u>																																							
	3～5 [略]	3～5 [略]																																							
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○県地域防災計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（協定締結先追加）																																								

項	現計画	修正案																		
141	第12節 防災ボランティア活動計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] （町本部の担当） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>援護班</td><td>1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること</td></tr> </tbody> </table> 第3 実施要領 1 防災ボランティアに対する協力要請 （1）～（3） [略] 2～4 [略]	部	班	担 当 業 務	長寿福祉部	援護班	1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること	第12節 防災ボランティア活動計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] （町本部の担当） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>総務班</td><td>1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること</td></tr> </tbody> </table> 第3 実施要領 1 防災ボランティアに対する協力要請 （1）～（3） [略] <u>（4）町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において災害ボランティアセンターを運営する者（町社協）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> 2～4 [略] 1 [略]	部	班	担 当 業 務	長寿福祉部	総務班	1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること						
部	班	担 当 業 務																		
長寿福祉部	援護班	1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること																		
部	班	担 当 業 務																		
長寿福祉部	総務班	1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること																		
144	第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] （町本部の担当） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政部 政策企画部</td><td>物資班</td><td>1 義援物資の募集、受付及び配分</td></tr> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>援護班</td><td>1 義援金の募集、受付及び配分</td></tr> </tbody> </table> 第3 [略]	部	班	担 当 業 務	財政部 政策企画部	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分	長寿福祉部	援護班	1 義援金の募集、受付及び配分	第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] （町本部の担当） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政部 政策企画部</td><td>物資班</td><td>1 義援物資の募集、受付及び配分</td></tr> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>総務班</td><td>1 義援金の募集、受付及び配分</td></tr> </tbody> </table> 第3 [略]	部	班	担 当 業 務	財政部 政策企画部	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分	長寿福祉部	総務班	1 義援金の募集、受付及び配分
部	班	担 当 業 務																		
財政部 政策企画部	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分																		
長寿福祉部	援護班	1 義援金の募集、受付及び配分																		
部	班	担 当 業 務																		
財政部 政策企画部	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分																		
長寿福祉部	総務班	1 義援金の募集、受付及び配分																		
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○所要の修正																			

項	現計画	修正案																			
146	第 14 節 災害救助法の適用計画	第 14 節 災害救助法の適用計画																			
	第 1 [略]	第 1 [略]																			
148	第 2 実施機関（責任者） [略] （町本部の担当）	第 2 実施機関（責任者） [略] （町本部の担当）																			
	<table><tr><th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr><tr><td>総務部</td><td>第 2 庶務班</td><td rowspan="3">1 法に基づく事務 全般</td></tr><tr><td>財政部</td><td>財政班</td></tr><tr><td>長寿福祉部</td><td>援護班</td></tr></table>	部	班	担 当 業 務	総務部	第 2 庶務班	1 法に基づく事務 全般	財政部	財政班	長寿福祉部	援護班	<table><tr><th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr><tr><td>総務部</td><td>第 2 庶務班</td><td rowspan="3">1 法に基づく事務 全般</td></tr><tr><td>財政部</td><td>財政班</td></tr><tr><td>長寿福祉部</td><td>総務班</td></tr></table>	部	班	担 当 業 務	総務部	第 2 庶務班	1 法に基づく事務 全般	財政部	財政班	長寿福祉部
部	班	担 当 業 務																			
総務部	第 2 庶務班	1 法に基づく事務 全般																			
財政部	財政班																				
長寿福祉部	援護班																				
部	班	担 当 業 務																			
総務部	第 2 庶務班	1 法に基づく事務 全般																			
財政部	財政班																				
長寿福祉部	総務班																				
	第 3 [略]	第 3 [略]																			
	第 4 救助の種類、程度、期間等 災害救助法による救助の種類、程度及び期間等は、次のとおりである。 <u>災害救助法施行細則（令和 5 年 1 月 27 日岩手県規則第 2 号）</u>	第 4 救助の種類、程度、期間等 災害救助法による救助の種類、程度及び期間等は、次のとおりである。 <u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年内閣府告示第 228 号）</u> <u>表は次ページのとおり修正</u>																			
修正理由	○所要の修正 ○災害救助法の改正に伴う修正																				

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

【現計画】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>330</u> 円以内 (加算額) <u>冬期 別に定める額を加算</u> 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	<u>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</u> <u>2 避難に当たっての輸送費は、別途計上</u>				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均 29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり <u>5,714,000</u> 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は、別に定めるところによる。）	災害発生の日から 20 日以内着工	1 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 <u>建築基準法第 85 条第 3 項により特定行政庁の許可を受けた期限内</u>				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	<u>1 1人1日当たり 1,160 円以内</u> <u>2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合 3 日分支給可</u>	災害発生の日から7日以内	<u>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。</u> (1食は1/3日)				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	[略]							
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
	全 壊 全 焼 流 失	夏	円 <u>18,800</u>	円 <u>24,200</u>	円 <u>35,800</u>	円 <u>42,800</u>	円 <u>54,200</u>	円 <u>7,900</u>
		冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>
	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	<u>6,100</u>	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	<u>2,600</u>
		冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,000</u>	<u>3,500</u>
医 療	医療のみちを失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 <u>医療器具破損等の実費</u> 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産のみちを失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の <u>2割引以内の額</u>	<u>分べんした</u> 日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				

被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居住、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円以内 イ 半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生から 1 か月以内	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上、支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具費及び通学用品費は1人当たり 小学校児童 4,500 円以内 中学校生徒 4,800 円以内 高等学校等生徒 5,200 円以内	災害発生の日から（教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品は 15 日以内）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う者	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、災害の状況から判断して既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,400 円 3 救護班により検案できない場合 当該地域の慣行料金の額	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

【修正案】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>350</u> 円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	【建設型応急仮設住宅】 1 規格1戸当たり <u>单身用(6坪)、小家族用(9坪)、大家族用(12坪)</u> を基準とする。 2 限度額 1戸当たり <u>6,775,000</u> 円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は、別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 <u>完成の日から最長2年(建築基準法85条)</u> <u>※ 著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能</u>				
		【賃貸型応急住宅】 1 規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる。 2 限度額 地域の実情に応じた額(実費)	災害発生の日から速やかに提供	1 <u>家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの</u> 2 <u>供与期間</u> <u>最長2年(建設型応急住宅と同様)</u> <u>※ 著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能</u>				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,330</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	<u>費用は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</u> (1食は1/3日)				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	[略]		[略]	[略]				
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
	全壊 全焼 流失	夏	円 <u>19,200</u>	円 <u>24,600</u>	円 <u>36,500</u>	円 <u>43,600</u>	円 <u>55,200</u>	円 <u>8,000</u>
		冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>
	半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>
		冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>
医 療	医療のみちを失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 <u>破損した医療器具当の修繕費等の実費</u> 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産のみちを失つた者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の <u>100分の80以内の額</u>	<u>災害発生の日から7日以内</u>	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	<u>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として</u> 当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	<u>【準半壊以上（相当）】</u> 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 <u>1世帯当たり50,000円以内</u>	<u>災害発生の日から10日以内に完了</u>	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
	<u>【大規模半壊・中規模半壊・半壊】</u> 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居住、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 <u>1世帯当たり706,000円以内</u>	災害発生から <u>3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）</u>	<u>1 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額</u> ・特別基準の設定はなし <u>2 いわゆる大規模半壊</u>
	<u>【準半壊】</u> 災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 <u>1世帯当たり343,000円以内</u>	<u>災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）</u>	<u>1 住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す。</u> <u>2 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額</u> ・特別基準の設定はなし
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上、支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒） <u>（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）</u>	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具費及び通学用品費は1人当たり 小学校児童 <u>5,200円以内</u> 中学校生徒 <u>5,500円以内</u> 高等学校等生徒 <u>6,000円以内</u>	災害発生の日から（教科書、 <u>教材</u> ）1か月以内（文房具及び通学用品は15日以内）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を <u>対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</u>	1体当たり 大人（12歳以上） <u>226,100円以内</u> 小人（12歳未満） <u>180,800円以内</u>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、災害の状況から判断して既に死亡していると推定される者	<u>舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費</u>	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<u>死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</u> 1体当たり <u>3,600</u> 円以内 <u>死体の一時保存</u> ・<u>死体一時収容施設利用時</u> 通常の実費 ・<u>上記が利用出来ない場合</u> 1体当たり <u>5,700</u> 円 - 救護班により検案できない場合 当該地域の慣行料金の額	災害発生の日から10日以内	<u>既存施設利用の場合は、借上費。</u> <u>既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費</u> <u>救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。</u>
障害物の除去	<u>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</u>	1世帯当たり <u>140,000</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	<u>雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる。</u> <u>ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

項	現計画	修正案
	第15節 避難・救出計画	第15節 避難・救出計画
151	第1 基本方針 (1)～(4) [略]	第1 基本方針 (1)～(4) [略] <u>(5) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>(6) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>(7) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>
	第2 [略]	第2 [略]
	第3 実施要領 1～4 [略] 5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理	第3 実施要領 1～4 [略] 5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理
157	(1) 指定避難所又は福祉避難所の設置 ①～⑬ [略]	(1) 指定避難所又は福祉避難所の設置 ①～⑬ [略] <u>⑭ 町本部長は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
159	(2) 指定避難所の運営管理 ①～② [略] ③ 町本部長は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるものとする。 ④～⑤ [略]	(2) 指定避難所の運営管理 ①～② [略] ③ 町本部長は、指定避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるものとする。 ④～⑤ [略]
159	⑥ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営管理について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。	⑥ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営管理について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める<u>とともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>
161	⑦～⑮ [略] (3)～(4) [略] 6 [略] 7 指定避難所以外の避難者に対する支援 (1) [略] (2) 指定避難所以外の避難者に対する支援 ①～④ [略]	⑦～⑮ [略] (3)～(4) [略] 6 [略] 7 指定避難所以外の避難者に対する支援 (1) [略] (2) 指定避難所以外の避難者に対する支援 ①～④ [略] ⑤ <u>町本部長は、在宅避難者等の支援拠点</u><u>が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
161		<u>⑥ 町本部長は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>
	8～10 [略]	8～10 [略]
	第16節 医療・保健計画	第16節 医療・保健計画
	第1～第2 [略] (	第1～第2 [略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
170	1 医療救護の要請 (1)～(3) [略]	1 医療救護の要請 (1)～(3) [略]
	2～6 [略]	2～6 [略]
	第4～第8 [略]	第4～第8 [略]
174	第9 愛玩動物の救護対策 [略] (1)～(4) [略]	第9 愛玩動物の救護対策 [略] (1)～(4) [略]
	第10～第11 [略]	第10～第11 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案									
188	第20節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 応急仮設住宅の供与 (1)～(2) [略] (3) 建設場所の選定 ①～④ [略] <u>⑤ 町では現在、次に掲げる場所を応急仮設住宅建設候補地としている。</u> <table border="1"> <tr> <td>農村婦人の家 グラウンド</td><td>ちびっこ公 園</td><td>船越家族旅行 村多目的広場</td></tr> <tr> <td>関口農業担い 手センター</td><td>わんぱく公 園</td><td>船越家族旅行 村芝生広場</td></tr> <tr> <td>関口児童のや かた園庭</td><td>やまびこ公 園</td><td>大浦漁村セン ター</td></tr> </table> <u>※状況に応じて、町立学校の校庭も候補地とする。</u> (4)～(6) [略] 2～6 [略]	農村婦人の家 グラウンド	ちびっこ公 園	船越家族旅行 村多目的広場	関口農業担い 手センター	わんぱく公 園	船越家族旅行 村芝生広場	関口児童のや かた園庭	やまびこ公 園	大浦漁村セン ター	第20節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 応急仮設住宅の供与 (1)～(2) [略] (3) 建設場所の選定 ①～④ [略] (4)～(6) [略] 2～6 [略]
農村婦人の家 グラウンド	ちびっこ公 園	船越家族旅行 村多目的広場									
関口農業担い 手センター	わんぱく公 園	船越家族旅行 村芝生広場									
関口児童のや かた園庭	やまびこ公 園	大浦漁村セン ター									
199	第22節 廃棄物処理・障害物除去計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 し尿処理 (1) [略] (2) し尿処理用資機材確保 ① 町本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。 ②～③ [略] 3～5 [略]	第22節 廃棄物処理・障害物除去計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 し尿処理 (1) [略] (2) し尿処理用資機材の確保 ① 町本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー</u>、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。 ②～③ [略] 3～5 [略]									
修正理由	○町独自の修正（資料編に整理） ○防災基本計画の修正に伴う修正										

項	現計画	修正案
214	第27節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 (1)～(3) [略]	第27節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 (1)～(3) [略] <u>(4) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>
224	第2 [略] 第3 実施要領 1～4 [略] 5 電気通信施設 (1)～(3) [略] (4) 災害広報 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。	第2 [略] 第3 実施要領 1～4 [略] 5 電気通信施設 (1)～(3) [略] (4) 災害広報 ① 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。 <u>② 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</u>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
231	第2節 生活の安定確保計画 第1 [略] 第2～第4 [略] 第5 り災者の恒久的生活の確保 【都市計画課、税務課、長寿福祉課】 [略] 1 [略] 2 被災者生活再建支援制度の活用 (1)～(7) [略] 3～4 [略]	第2節 生活の安定確保計画 第1 [略] 第2～第4 [略] 第5 り災者の恒久的生活の確保 【都市計画課、税務課、長寿福祉課】 [略] 1 [略] 2 被災者生活再建支援制度の活用 (1) <u>町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> (2)～(8) 3～4 [略]
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案																								
249	第14節 風水害予防計画 第1 [略] 第2 風水害に強いまちづくり 【建設課、都市計画課、水産商工課、農林課、消防防災課】 (1)～(4) [略] (5) 町は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。 (6) [略] 第3～第4 [略]	第14節 風水害予防計画 第1 [略] 第2 風水害に強いまちづくり 【建設課、都市計画課、水産商工課、農林課、消防防災課】 (1)～(4) [略] (5) 町は、<u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u> (6) 町は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく町内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u> (7) [略] 第3～第4 [略]																								
252	第16節 土砂災害予防計画 第1 [略] 第2 土砂災害発生危険箇所の現況 【農林課、建設課、総務課】 土砂災害発生危険箇所の現況は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>危険箇所数</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土石流危険渓流</u></td><td>189箇所</td><td><u>全 189 箇所を土砂災害警戒区域指定</u></td></tr> <tr> <td>山地災害危険地区</td><td>67箇所</td><td>地すべり危険地区を除く</td></tr> <tr> <td><u>急傾斜地崩壊危険箇所</u></td><td>183箇所</td><td><u>全 183 箇所を土砂災害警戒区域指定</u></td></tr> </tbody> </table> 第3～第4 [略]	種 別	危険箇所数	備 考	<u>土石流危険渓流</u>	189箇所	<u>全 189 箇所を土砂災害警戒区域指定</u>	山地災害危険地区	67箇所	地すべり危険地区を除く	<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>	183箇所	<u>全 183 箇所を土砂災害警戒区域指定</u>	第16節 土砂災害予防計画 第1 [略] 第2 土砂災害発生危険箇所の現況 【農林課、建設課、総務課】 土砂災害発生危険箇所の現況は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>危険箇所数</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂災害警戒区域(土石流)</u></td><td>189箇所</td><td><u>うち特別警戒区域 172 箇所</u></td></tr> <tr> <td>山地災害危険地区</td><td>67箇所</td><td>地すべり危険地区を除く</td></tr> <tr> <td><u>土砂災害警戒区域(急傾斜)</u></td><td>183箇所</td><td><u>うち特別警戒区域 183 箇所</u></td></tr> </tbody> </table> 第3～第4 [略]	種 別	危険箇所数	備 考	<u>土砂災害警戒区域(土石流)</u>	189箇所	<u>うち特別警戒区域 172 箇所</u>	山地災害危険地区	67箇所	地すべり危険地区を除く	<u>土砂災害警戒区域(急傾斜)</u>	183箇所	<u>うち特別警戒区域 183 箇所</u>
種 別	危険箇所数	備 考																								
<u>土石流危険渓流</u>	189箇所	<u>全 189 箇所を土砂災害警戒区域指定</u>																								
山地災害危険地区	67箇所	地すべり危険地区を除く																								
<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>	183箇所	<u>全 183 箇所を土砂災害警戒区域指定</u>																								
種 別	危険箇所数	備 考																								
<u>土砂災害警戒区域(土石流)</u>	189箇所	<u>うち特別警戒区域 172 箇所</u>																								
山地災害危険地区	67箇所	地すべり危険地区を除く																								
<u>土砂災害警戒区域(急傾斜)</u>	183箇所	<u>うち特別警戒区域 183 箇所</u>																								
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																									

項	現計画	修正案																																				
254	第5 土砂災害警戒情報の発表 【総務課、消防防災課】 1 目的及び発表機関 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が避難指示を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から<u>の</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	第5 土砂災害警戒情報の発表 【総務課、消防防災課】 1 目的及び発表機関 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が避難指示を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難<u>する必要があるとされる</u>警戒レベル4に相当。																																				
255	2～5 [略] 発表対象地域 6 [略] 土砂災害警戒情報の補足情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th><th>表示</th><th>状況及び行動の目安</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫 【警戒レベル5相当】</td><td>黒</td><td>災害がすでに発生している可能性が高い状況</td></tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td><td>紫</td><td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)</td></tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル3相当】</td><td>赤</td><td>2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)</td></tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル2相当】</td><td>黄</td><td>2時間先までに注意報基準に到達すると予想</td></tr> <tr> <td>今後の情報等に留意</td><td>白</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。 第6～第7 [略]	危険度	表示	状況及び行動の目安	災害切迫 【警戒レベル5相当】	黒	災害がすでに発生している可能性が高い状況	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)	注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の情報等に留意	白		2～5 [略] 6 [略] 土砂災害危険度情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th><th>表示</th><th>状況及び行動の目安</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫 【警戒レベル5相当】</td><td>黒</td><td><u>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</u></td></tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td><td>紫</td><td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td></tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル3相当】</td><td>赤</td><td>2時間先までに警報基準に到達すると予想</td></tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル2相当】</td><td>黄</td><td>2時間先までに注意報基準に到達すると予想</td></tr> <tr> <td>今後の情報等に留意</td><td>白</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。 第6～第7 [略]	危険度	表示	状況及び行動の目安	災害切迫 【警戒レベル5相当】	黒	<u>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</u>	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想	注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の情報等に留意	白	
危険度	表示	状況及び行動の目安																																				
災害切迫 【警戒レベル5相当】	黒	災害がすでに発生している可能性が高い状況																																				
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)																																				
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)																																				
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想																																				
今後の情報等に留意	白																																					
危険度	表示	状況及び行動の目安																																				
災害切迫 【警戒レベル5相当】	黒	<u>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</u>																																				
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																																				
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想																																				
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想																																				
今後の情報等に留意	白																																					
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																																					

項	現計画	修正案																
260	第3節 気象予報・警報等の伝達計画	第3節 気象予報・警報等の伝達計画																
	第1～第2 [略]	第1～第2 [略]																
	第3 実施要領	第3 実施要領																
	1 気象予報・警報等の種類及び伝達	1 気象予報・警報等の種類及び伝達																
	(1) [略]	(1) [略]																
	① 気象業務法に基づくもの	① 気象業務法に基づくもの																
	ア [略]	ア [略]																
	イ 情報の種類と内容	イ 情報の種類と内容																
	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</td></tr></table>	種 類	内 容	[略]	[略]	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されときは、土砂災害及び、 <u>低地</u> の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u></td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</td></tr></table>	種 類	内 容	[略]	[略]	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u>	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されときは、土砂災害及び、 <u>低い土地</u> の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
種 類	内 容																	
[略]	[略]																	
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。																	
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されときは、土砂災害及び、 <u>低地</u> の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。																	
種 類	内 容																	
[略]	[略]																	
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u>																	
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されときは、土砂災害及び、 <u>低い土地</u> の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。																	
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																	

項	現計画		修正案	
260	土砂災害警戒情報 (備考1)	大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布)で確認することができる。 危険な <u>場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布)で確認することができる。 危険な <u>場所から</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている <u>時</u> に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている <u>とき</u> に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
	注) 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。		注) 備考1 <u>土砂災害警戒情報は</u> 、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。	
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○所要の修正			

項	現計画		修正案		
261	ウ 注意報の種類と発表基準			ウ 注意報の種類と発表基準	
	種 類	発 表 基 準		種 類	発 表 基 準
	気象注意報	[略]	[略]	気象注意報	[略]
		融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合		融雪注意報
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想され、次の条件に該当する場合 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は <u>危険な場所からの避難が必要とされる</u> 警戒レベル3に相当 (1) 潮位が0.9m以上と予想される場合		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想され、次の条件に該当する場合 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 <u>である。</u> 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は <u>危険な場所から避難する必要がある</u> 警戒レベル3に相当。 (1) 潮位が0.9m以上と予想される場合
		[略]	[略]		[略]
	洪水注意報 (備考5)	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等により <u>河川が増水し</u> 、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 (1) 流域雨量指数基準が津軽石川流域 19.3 以上、豊間根川流域 11.4 以上、関口川流域 7.5 以上、織笠川流域 11 以上の場合 (2) 複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)が津軽石川流域 (6, 15.4) 以上、関口川流域 (5, 7.5) 以上、織笠川流域 (5, 11) 以上の場合		洪水注意報 (備考5)	上流域での降雨や融雪等による <u>河川</u> の <u>増水により</u> 、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 (1) 流域雨量指数基準が津軽石川流域 19.3 以上、豊間根川流域 11.4 以上、関口川流域 7.5 以上、織笠川流域 11 以上の場合 (2) 複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)が津軽石川流域 (6, 15.4) 以上、関口川流域 (5, 7.5) 以上、織笠川流域 (5, 11) 以上の場合
		<u>地面現象</u> 注意報 (備考3)	大雨、大雪等による <u>山崩れ、地すべり等</u> により災害が発生するおそれがあると予想される場合		<u>土砂崩れ</u> 注意報 (備考3)
	[略]		[略]	[略]	
	注) 備考1～備考2 [略] 備考3 <u>地面現象</u> 注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 備考4～備考5 [略]		注) 備考1～備考2 [略] 備考3 <u>土砂崩れ</u> 注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 備考4～備考5 [略]		
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正				

項	現計画	修正案																						
263	エ 警報の種類と発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">気象警報</td><td>[略]</td></tr><tr><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等<u>は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当 (1) 表面雨量指数基準が10以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が133以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))</td></tr><tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 危険な<u>場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が1.2m以上と予想される場合</td></tr><tr><td>洪水警報 (備考3) (備考7)</td><td><u>河川</u>の上流域での降雨や融雪等により<u>河川が増水</u>し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等は<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当 (1)～(2) [略]</td></tr><tr><td><u>地面現象</u>警報 (備考4)</td><td>大雨、大雪等による<u>山崩れ、地すべり等</u>により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr></table> 注) 備考1～備考3 [略] 備考4 <u>地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。</u> 備考5 [略] 備考6 <u>警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。</u> 備考7 [略]	種 類	発 表 基 準	気象警報	[略]	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等 <u>は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当 (1) 表面雨量指数基準が10以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が133以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 危険な <u>場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が1.2m以上と予想される場合	洪水警報 (備考3) (備考7)	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等により <u>河川が増水</u> し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等は <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当 (1)～(2) [略]	<u>地面現象</u> 警報 (備考4)	大雨、大雪等による <u>山崩れ、地すべり等</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	エ 警報の種類と発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">気象警報</td><td>[略]</td></tr><tr><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 (1) 表面雨量指数基準が10以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が133以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))</td></tr><tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 危険な<u>場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が1.2m以上と予想される場合</td></tr><tr><td>洪水警報 (備考3) (備考7)</td><td>上流域での降雨や融雪等により<u>河川が増水により</u>、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当 (1)～(2) [略]</td></tr><tr><td><u>土砂崩れ</u>警報 (備考4)</td><td>大雨、大雪等による<u>土砂崩れ</u>により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr></table> 注) 備考1～備考3 [略] 備考4 <u>土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。</u> 備考5 [略] 備考6 <u>キキクル(危険度分布等)</u> 備考7 [略]	種 類	発 表 基 準	気象警報	[略]	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 (1) 表面雨量指数基準が10以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が133以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 危険な <u>場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が1.2m以上と予想される場合	洪水警報 (備考3) (備考7)	上流域での降雨や融雪等により <u>河川が増水により</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当 (1)～(2) [略]	<u>土砂崩れ</u> 警報 (備考4)	大雨、大雪等による <u>土砂崩れ</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
種 類	発 表 基 準																							
気象警報	[略]																							
	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等 <u>は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当 (1) 表面雨量指数基準が10以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が133以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))																							
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 危険な <u>場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が1.2m以上と予想される場合																							
洪水警報 (備考3) (備考7)	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等により <u>河川が増水</u> し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等は <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当 (1)～(2) [略]																							
<u>地面現象</u> 警報 (備考4)	大雨、大雪等による <u>山崩れ、地すべり等</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合																							
種 類	発 表 基 準																							
気象警報	[略]																							
	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 (1) 表面雨量指数基準が10以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が133以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))																							
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 危険な <u>場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が1.2m以上と予想される場合																							
洪水警報 (備考3) (備考7)	上流域での降雨や融雪等により <u>河川が増水により</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当 (1)～(2) [略]																							
<u>土砂崩れ</u> 警報 (備考4)	大雨、大雪等による <u>土砂崩れ</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合																							
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																							

項	現計画		修正案	
264	種 類	概 要	種 類	概 要
	土砂キ キクル (大雨 警報(土 砂災害) の危険 度分布)	[略] (1) 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当 (2) 「危険」(紫): 危険な<u>場所から</u><u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当 (3) 「警戒」(赤): 高齢者等<u>は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当 (4) 「注意」(黄): [略]	土砂キ キクル (大雨 警報(土 砂災害) の危険 度分布)	[略] (1) 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 (2) 「危険」(紫): 危険な<u>場所から</u><u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 (3) 「警戒」(赤): 高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 (4) 「注意」(黄): [略]
	浸水キ キクル (大雨 警報(浸 水害)の 危険度 分布)	[略] (1) 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当	浸水キ キクル (大雨 警報(浸 水害)の 危険度 分布)	[略] (1) 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。
	洪水キ キクル (洪水 警報の 危険度 分布)	[略] (1) 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当 (2) 「危険」(紫): 危険な<u>場所から</u><u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当 (3) 「警戒」(赤): 高齢者等<u>は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当 (4) 「注意」(黄): [略]	洪水キ キクル (洪水 警報の 危険度 分布)	[略] (1) 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 (2) 「危険」(紫): 危険な<u>場所から</u><u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 (3) 「警戒」(赤): 高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 (4) 「注意」(黄): [略]
	流域雨 量指数 の予測 値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を</u>常時10分ごとに更新している。 <u>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</u>	流域雨 量指数 の予測 値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて</u>常時10分ごとに更新している。
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正			

項	現計画		修正案	
265	オ 特別警報の種類と発表基準		オ 特別警報の種類と発表基準	
	種 類	発 表 基 準	種 類	発 表 基 準
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> <u>(1) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</u>	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想され <u>た</u> <u>ときに発表する。</u>
	暴風雪特別警報 (備考1)	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> <u>(1) 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>	暴風雪特別警報 (備考1)	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され <u>たときに発表する。</u>
	大雨特別警報 (備考2)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している <u>状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</u>	大雨特別警報 (備考2)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している <u>状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
気象特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> <u>(1) 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u>	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され <u>た</u> <u>ときに発表する。</u>
	高潮特別警報	風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> <u>(1) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</u> <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u>	高潮特別警報	風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され <u>たときに発表する。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正			

項	現計画						修正案																	
266	波浪特別警報			高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> (1) <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</u>			波浪特別警報			高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>たときに発表する。</u>														
	地面現象特別警報 (備考3)			大雨等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> (1) <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u>			土砂崩れ特別警報 (備考3)			大雨等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、 <u>たときに発表する。</u>														
注) 備考1～備考2 [略] 備考3 <u>地面現象</u> 特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表 <u>される</u> 。浸水警報の警報事項を含めて行 <u>われる</u> 気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表 <u>される</u> 。 備考4 [略] カ [略] ②～④ [略] (2)～(3) [略] (4) 町の措置 ①～⑥ [略]												注) 備考1～備考2 [略] 備考3 <u>土砂崩れ</u> 特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表 <u>する</u> 。浸水警報の警報事項を含めて行 <u>う</u> 気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表 <u>する</u> 。 備考4 [略] カ [略] ②～④ [略] (2)～(3) [略] (4) 町の措置 ①～⑥ [略]												
271	主な町の官公署及び団体の連絡先						主な町の官公署及び団体の連絡先																	
	担 当	官公署及び団体	電話番号	担 当	官公署及び団体	電話番号	担 当	官公署及び団体	電話番号	担 当	官公署及び団体	電話番号												
総務部			豊間根郵便局	86-1315	健康子ども部			豊間根保育園	86-2745	総務部			豊間根郵便局	86-1315	健康子ども部			とよまねこども園	86-2745					
[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]				
					消防防災部			第2分団	84-3961	[略]			[略]	[略]	消防防災部			第2分団	84-3961					
[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]				
長寿福祉部			小規模多機能センターやすらぎ	84-3955	消防防災部			第5分団	82-5203	長寿福祉部			小規模多機能センター絆の里やすらぎ	84-3955	消防防災部			第5分団	82-5203					
長寿福祉部			平安荘デイサービスセンター	84-2253	消防防災部			第9分団	82-5323	長寿福祉部			平安荘デイサービスセンター	84-3611	消防防災部			第9分団	82-5323					
[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]				
					消防防災部			第11分団	86-2399	長寿福祉部			グループホームうららか	080-2892-6333	消防防災部			第11分団	86-2399					
					生涯学習部			県立陸中海岸青少年の家	84-3311	長寿福祉部			ジョブ・パートナー山田	77-3163	生涯学習部			県立陸中海岸青少年の家	84-3311					
					学校教育部			県立山田高等学校	82-2637	長寿福祉部			すまいるわーく	82-2347	学校教育部			県立山田高等学校	82-2637					
										長寿福祉部			望みの園はまなす	86-3101										
2 [略] 別図1～別図4 [略]												2 [略] 別図1～別図4 [略]												
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（団体等の追記、所要の修正）																							

項	現計画	修正案
	第2節 災害予防計画	第2節 災害予防計画
318	第1 防災知識普及計画 【総務課、学校教育課】 1 基本方針 県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。 なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時に性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（L G B T等）の視点にも配慮する。 2 [略] 第2～第6 [略]	第1 防災知識普及計画 【総務課、学校教育課】 1 基本方針 県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。 なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時に性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（L G B T等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> 2 [略] 第2～第6 [略]
323	第3節 災害応急対策計画 第1 活動体制計画 1 基本方針 (1)～(5) [略] 2～3 [略] 第2～第5 [略] 第6 避難・影響回避計画 1 基本方針 (1)～(5) [略] (6) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 2～4 [略] 第7 [略]	第3節 災害応急対策計画 第1 活動体制計画 1 基本方針 (1)～(5) [略] (6) <u>町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</u> 2～3 [略] 第2～第5 [略] 第6 避難・影響回避計画 1 基本方針 (1)～(5) [略] (6) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 2～4 [略] 第7 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画修正に伴う修正	

